

第五號

昭和拾貳年九月拾八日

0951

0960

大日本陸軍一般ノ章

陸軍ノ号

野戰西保規程 左ノ通改正ス

年月日

陸軍大臣

改正ス

四十八號

官報照合

官報照合

09 09 09

1960

大正ヨリ陸軍一般ノ章

野戦酒保規程別紙ノ用改正ス

陸軍

陸軍第四十八號

官報

官報照合

03 2.5

野戰酒保規程改正理由

現行野戰酒保規程ハ明治三十七年ノ制定ニシテ現在ノ野戰部隊ノ
 編制並戰地ノ狀況ニ適合セサルモノアルヲ以テ之ヲ改正スルモ
 トス

改正ノ要點概ネ左ノ如シ

- 一 野戰酒保ヲ設置スル部隊ノ名稱ヲ改正ス
- 二 酒保品ノ補充ハ補給機關ヨリ行フ如クス
- 三 酒保品補充ノ爲一時軍需品ヲ利用シ得ル如クス
- 四 酒保品ノ携行及追送量目ヲ若干増加ス
- 五 條文ヲ整理シ他ノ諸規定トノ關連ヲ明カニス

0953

野戰酒保規程改正説明書

野戦酒保規程改正要旨

陸

軍

現行野戦酒保規程ハ明治三十七年ノ制定ニシテ現在ノ野戦部隊ノ編制並戰地ノ狀況ニ適合セサルヲ以テ之ヲ改正スルモノトス

改正ノ要點概ネ左ノ如シ

- 一 野戦酒保ヲ設置スル部隊ノ名称ヲ改正ス
- 二 酒保品ノ補充ハ補給機關ヨリ行フ如クス
- 三 酒保品補充ノ爲一時軍需品ヲ利用シ得ル如クス
- 四 酒保品ノ搬行及運送量周ヲ若干増加ス
- 五 條文ヲ整理シ他ノ諸規程トノ関連ヲ明カニス

野戰酒保規程改正説明書

二六九二五
衣糧課

陸軍

野戰酒保規程(昭和二十一年)	野戰酒保規程改正案(陸軍)	改正理由
第一條 野戰酒保ハ戰地ニ於テ軍人軍馬ニ必要ノ需用品ヲ正確且廉價ニ販賣スルヲ目的トス	第一條 野戰酒保ハ戰地又ハ事変地ニ於テ軍人軍馬其他特ニ從軍ヲ許サレタル者ニ必要ナル日用品飲食物等ヲ正確且廉價ニ販賣スルヲ目的トス	野戰酒保利用者ノ範圍ヲ明瞭ナラシメ且對陣間ニ於テ慰安施設ヲ爲シ得ルコトヲモ認ムルヲ要スルニ依ル
第二條 本規程ニ於テ所管	第二條 本規程ニ於テ所管	所屬長官ノ意義ヲ
	前項外野戰酒保ハ必要ナル慰安施設ヲナスコトヲ得	前項外

長官ト稱スルハ軍司令官、師團長、兵站監査之準ズルヲ謂フ	野戰酒保ハ所要ニ應シ	明瞭ナラシムルヲ要スルニ依ル
第二條 軍司令部、師團司令部、兵站監部、歩兵、騎兵、砲兵聯隊、工兵、輜重兵、彈藥大隊其他	第三條 高等司令部、聯隊大隊、病院及編制定員五百名以上ノ部隊ハ	野戰酒保ヲ設置シ得ヘキ部隊ヲ列挙スルハ複雑ナルミナラス却テ明確ヲ欲スコトナルヲ以テ概括的ニ之ヲ示シ且小部隊ニ在リテハ最寄部隊ノ酒保ヨリ供給ヲ受ケ又要スレハ共同酒保ヲ設クルノ要アルニ依
シ野戰酒保ヲ設置	本則トス	ル
部ニ於テ所要ニ應	部、野戰酒保ヨリ酒	保ヲ設クルノ要アルニ依
病院及兵站司令	前項以外ノ部隊ハ最寄	部隊ノ酒保ヨリ供給ヲ
從列衛生隊野戰	木ヲ管理トス之ヲ設置ス	且小部隊ニ在リテハ最寄
獨立セル大隊架橋	部、野戰酒保ヨリ酒	保ヲ設クルノ要アルニ依
部ニ於テ所要ニ應	部、野戰酒保ヨリ酒	保ヲ設クルノ要アルニ依

シ當該部隊長之	但ニ必要アルトキハ當該	
ヲ管理スルモノトス	部隊長ハ所管長官	
但野戰病院ニ在リ	ノ認可ヲ受ケ野戰酒保	
二個ニ付野戰酒保	ヲ設置スルコトヲ得	
個トス	前二項ノ外省部隊長ハ	
前項ノ外部部隊ニ於	所要ニ應ジ所管長官	
特ニ酒保ノ設置ヲ	ノ認可ヲ受ケ共同ノ酒	
要スルトキハ戰地ニ	保ヲ設置スルコトヲ得	
出發前陸軍大臣	野戰酒保ハ之ヲ設置シタル部隊	
ノ認可ヲ受クルモノ	但前項ノ野戰酒保ニ在リハ	
トス	所管長官ノ指示ニ依リ	
	本管理大定タルコト	
	第四條 軍又ハ師團ノ倉	各部隊野戰酒保品補
	庫、補給廠等ニハ倉庫	充ノ為補充機關ニ野戰
	隊酒保品補充ノ為所	酒保ヲ設置スルヲ必要

陸軍

第三條 野戰酒保ノ資	管長官ノ認可ヲ受ケ	トスルニ依ル
金ハ平時ニ於ケル酒保	野戰酒保ヲ設置スルコ	從來ノ戰役及事表ハ
資金ヲ以テ之ニ充テ	トヲ得	何レモ此ノ例ニ依レリ
若シ其ノ資金ナキハ	平時ニ於ケル酒保資金ヲ	
又ハ資金僅少ナル部	以テ之ニ充ツルモノトス	
隊ニ在リテハ當部隊ニ	但シ資金ナキハ又ハ資金	
於ケル前渡金ノ内ヲ	不足スル部隊ニ在リテハ前	
以テ一時之ニ代用スル	渡資金ヲ以テ一時之ニ流	
コトヲ得	用スルコトヲ得	
第四條 部隊長ハ野戰	(削除)	
酒保ノ業務ヲ整理		
	軍隊内務書ノ規定ヲ	
	準用スルヲ適當トスルニ	

スル爲所要ニ應シ將		依ル
校、同相管官ニ委員		
ヲ命シ之ニ下ニ卒テ		
附屬ス		
第五條 野戰酒保ノ	第六條 野戰酒保經營	一部ノ飲食物等ノ販賣
業務ハ軍隊ニ於テ	ハ自營ニ依ルモノトス但シ	外ハ隨意請負ニ依ルト
之ヲ行フ例トス	此ヲ得サル場合ハ新管長	キハ弊害發生ノ虞アルヲ
但シ狀況ニ依リ内地又	常駐ニ一部ノ飲食物	以テ認可制トスルヲ要シ又
ハ現地ニ於テ請負人	等ノ販賣ハ此ノ限ニ在リ	野山砲兵聯隊等人員多
ヲシテ之ヲ爲サシムル	ヲ受ケ請負ニ依ルコトヲ得	キ部隊ハ請負人ハ三名
コトヲ得	平時衛戍地ヨリ伴行スル	トスルヲ要スルニ依ル
内地ヨリ請負人ヲ伴	酒保請負人ハ軍屬トシ	
行スル場合ニ於テ所	ヲ取扱ヒ一定ノ服裝ヲ爲	
管長官ノ認可ヲ受	サレタルモノトス但シ其ノ	

陸軍

ケ身元確實ナル者	人負ハ歩兵、野砲兵及	
ヲ選定シ軍属ト	山砲兵聯隊ニ在リテハ三名	
シテ之ヲ取扱ヒ定	以内其他ノ部隊ニ在リテ	
ノ服装ヲ爲サシムヘシ	二名以内トス	
但シ其ノ人負ハ歩兵		
聯隊ニ在リテハ三名以		
内其他ノ部隊ニ在		
リテハ二名以内ニ限リ		
第六條 野戰酒保販	第八條 酒保品ハ努メテ現地	人酒保品ノ補充方法ニ関
賣品ハ現地ニ於テ調辦	ニ於テ調辦スルモノトシ現地	シテハ戰時補充金ノ定
スルヲ例トス、若シ現地	ニ於テ調辦シ難キモノ又ハ不	ル所ナルヲ以テ之ニ關聯セシ
ニ於テ調辦シ難キモノハ	利トスルモノハ戰時規定ノ定	ムルヲ通シ當トスルニ依ル但
補充隊又ハ編隊ヲ担任	ムル所ニ依リ之ヲ補充スルモノ	シ該補充金ハ概テ被
シタル部隊ノ留守部	トス	服装具ノ補充方法同

隊ニ其ノ調解及追送 ヲ不支スヘシ	前項ニ依リ調解ノ委 託ヲ為ストヤハ同特ニ夫 ハ代金ヲ送付スヘシ	前項ノ規定ニ依リ補充ヲ受テ タルモノニ對シテハ速ニ代金ヲ送 付スルモノトス	酒保品ニシテ補充上其ヲ 得ザル場合ニ於テハ第四條ニ 規定スル倉庫長官ハ所 管長官ノ認可ヲ受テ軍 需品ノ補給上支障ナク限 リ軍需品ヲ以テ繰替補充 ヲ為ストヲ得	前項ノ規定ニ依リ繰替補 充ヲ為シタル場合ニ於テハ同 品質ノモノニ對シテ得ザル場合ハ 同價格ノモノヲ以テ速ニ夫ニ 入	一要領ニ改定セラルコト ヲ豫定ス	酒保品ノ補充ヲ担任スル 機關ニ於テハ軍需品補 給上支障ナク場合ハ軍需 品ヲ一時酒保品ニ繰替使 用シ得ルコトヲ認ムルヲ通 常トスルニ依ル	從來ノ戰役及事變ニ 何レモ此ノ例ニ依レリ
---------------------	---------------------------------------	---	--	---	---------------------	--	-------------------------

陸軍

スルモノトス	第七條 前條ノ規定ニ依リ	ノ補充スヘキ酒保品ノ品
後方ヨリ部隊酒保ニ補充	スベキ酒保品ノ品種多量因	種数量ハ統制上所需
ハ所管長官又ハ其ノ地ニ於	ケル最高等司令官之ヲ指	長官又ハ其ノ地最高等
定スルモノトス但シ其ノ量因	ハ一月一人ニ付千瓦ノ標準	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス
トス	トス	トス

拾八酒保委員ノ評		ル
定ニ依ルモノトス		
第九條 野戰酒保委員	(削除)	軍隊内務書ノ規定ニ準
テ販賣スルキ物品ノ種		用スルヲ適當トスルニ依ル
類概ネテ如シ		
酒、煙草、菓子、封		
筒、紙、鉛筆、手拭		
手巾、歯磨、揚子		
手帖、マッチ、箸、		
糸、針、釦、石鹼等		
第九條 野戰酒保委員	第七條 野戰酒保ノ携行ス	野戰酒保ノ携行スヘキ
行スルキ物品ノ量同	ベキ酒保品ノ量同ハ人當	物品ノ品種、量同ハ部隊
ハ兵員一人ニ対シ概	リ重量五百グラム標準	長ニ於テ定ムルヲ必要トシ
量ヲ合セ百グラム最	トシ其ノ品種及量同ハ部	又兵員一人ニ対スル携行量

陸軍

大限トス	隊長之ヲ是ム	目ハ現行規程百俵(是モ)
第十條後方ヨリ運送	(消除)	ヲ米突法ニ改正シ且若干
スル野戰補保品ノ		増量スルヲ通常トスルニ依
ケ月間ノ數量ハ五百		ル
一人ニ付前條定量		第九條ニ包含セラル
ノ二倍ヲ超過スルコ		ニ依ル
ヲ得ス		
第十條野戰補保品	第十條野戰補保品ノ輸	野戰補保品ノ梱包ハ軍
ノ荷造並運搬ハ一	送ハ一般軍需品ト同一ノ取扱	需品ト同一ノ要領ニ依リ
般軍需品ト同一ノ取	ヲ為スモノトシ之ニ要スル費用	運搬ニ要スル費用ハ官費
扱ヲ為スモノトス	ハ官費支辨トス	支辨タルコトヲ明示スルヲ要ス

戦地ニ於テ酒保要	スル運搬ノ人馬料	ハ各部隊通宜處	辨スヘシ	第三條 野戰酒保品	ノ梱包ハ最堅牢ニシ	テ其ノ梱包ノ重量	ハ約八貫匁又ハ十二	貫匁トシ各梱包ハ	特ニ青色ノ標記ヲ附	シ且酒保品ノ文	字ヲ大書シ一般軍	需品ト識別シ客	易ラシムルヲ要ス	トスルニ依ル	第十條 野戰酒保品ノ梱	包ハ一梱ノ総重量概テ三	十斤ヲ標準トシ梱包ハ特ニ	青色ノ標識ヲ附シ且酒	保品ナル標記ヲ為シ一般	軍需品トノ識別ヲ容易	ヲシムルモノトス	現行規程ニ依ル野戰	酒保品ノ梱包重量	十二貫匁ハ重キニ過ケルヲ	以テ約三斤(八貫匁)ヲ	標準トスルヲ適當トシ	且軍需品トノ混淆ヲ避	クル為メ明瞭ナル標識ヲ	附スルノ要アルニ依ル
----------	----------	---------	------	-----------	-----------	----------	-----------	----------	-----------	---------	----------	---------	----------	--------	-------------	-------------	--------------	------------	-------------	------------	----------	-----------	----------	--------------	-------------	------------	------------	-------------	------------

陸軍

第十三條 軍隊ニ於テ野 戰ヲ保ノ業務ヲ フトキハ所管長官 ノ認可ヲ受ケ軍隊 吏ヲ使用スルヲ得 但シ其人負ハ歩兵 聯隊ニ在リテハ三名以 内其他ノ部隊在 リテハ二名以内トス	第十三條 野戰ヲ保經營ノ 為必要アルトキハ所管長官 ノ認可ヲ受ケ雇傭人ヲ使 用スルヲ得其人負ハ歩 兵、野砲兵及山砲兵聯隊 ニ在リテハ三名以内其他ノ部 隊ニ在リテハ二名以内トス 但シ第百條ニ規定セル補保 品ノ補充ヲ担任スル部隊 ニ在リテハ所要ノ人負ヲ 雇傭スルヲ得	軍隊内務書ノ規定 ヲ準用スルヲ適當ト スルニ依ル
--	---	--------------------------------

及金銭に係る帳簿	ヲ備へ其ノ出納ヲ	明瞭ナラシムヘシ	第十五條 前條物品及	金銭ノ出納整理	シテハ當該經理部長	ノ監督ヲ受クモト	ス	第十六條 内地ヨリ伴行	スル酒保請負人ノ	糧食ハ之ヲ官給	ス
			第十四條 野戰酒保ノ經營	金銭物品ノ出納整理	ニ関シテハ當該經理部長	ノ監督ヲ受クルモトス		第十五條 軍属タル酒保請	負人ニ必要ニ應ジ糧食	ヲ官給シ又ハ被服ノ一部	ヲ貸與スルコトヲ得
			酒保ノ經營ニ就テハ經	理部長ノ監督ヲ受ク	ル必要トスルニ依ル			糧食被服等ハ當ニ	官給シ又ハ貸與サルモ	必要ニ應ジ官給シ貸與	シ得ルコトヲ要スルニ依ル

陸軍

時諸勤務令ノ規定	特規是スルモトナク軍
ヲ準用スルモトス	隊内務令ノ規定ヲ準
用ヤシムルヲ通常トス	ルニ依ル
附則	
明治三十二年陸軍第百	
十七號戰時令隊内	
保物品重量規定	
ハ之ヲ廢止ス	

野 戰 酒 保 規 程

第一條 野戰酒保ハ戰地又ハ事變地ニ於テ軍人、軍屬其ノ他特ニ從軍
ヲ許サレタル者ニ必要ナル日用品、飲食物等ヲ正確且廉價ニ販賣
スルヲ目的トス

前項ノ外野戰酒保ハ必要ナル慰安施設ヲナスコトヲ得

第二條 本規程ニ於テ所管長官ト稱スルハ軍司令官、師團長、兵站
監、旅團長ニ準ズル兵團ノ長ヲ謂フ

第三條 高等司令部、聯隊、大隊、病院及編制定員五百名以上ノ部
隊ハ所要ニ應ジ野戰酒保ヲ設置シ、當該部隊長之ヲ管理ス

前項以外ノ部隊ハ最寄部隊ノ野戰酒保ヨリ酒保品ノ供給ヲ受クル

ヲ本則トス[↑]但シ必要アルトキハ常該部隊長[↓]所管長官ノ認可ヲ
 受ケ野戰酒保ヲ設置スルコトヲ得

前二項ノ外各部隊長[↓]所要ニ應ジ所管長官ノ認可ヲ受ケ共同ノ酒

保ヲ設置スルコトヲ得^{之ヲ}
 野戰酒保ハ之ヲ設置シタル部隊長^{之ヲ}管理ス但シ前項ノ野戰酒保ニ在リテ所管長官ノ定ムル所ニ依

第四條 軍又ハ師團ノ倉庫、補給廠等ニハ各部隊酒保品補充ノ爲所
 管長官ノ認可ヲ受ケ野戰酒保ヲ設置スルコトヲ得

第五條 野戰酒保ノ資金ハ平時ニ於ケル酒保資金ヲ以テ之ニ充ツル
 モノトス但シ資金ナキカ又ハ^資金ノ不足スル部隊ニ在リテハ前渡資
 金ヲ以テ一時之ニ流用スルコトヲ得

第六條 野戰酒保ノ經營ハ自營ニ依ルモノトス但シ^已ムヲ得ザル場

合ハ所管長官ノ認可一 一部ノ飲食物等ノ販賣（此ノ限ハ在ラズ）
 テ受ケ請負ニ依ルコトヲ得

平時ノ衛戍地ヨリ伴行スル酒保請負人ハ軍屬トシテ取扱ヒ一定ノ
 服裝ヲ爲サシムルモノトス但シ其ノ人員ハ歩兵、野砲兵及山砲兵
 聯隊ニ在リテハ三名以内、其ノ他ノ部隊ニ在リテハ二名以内トス

第七條 野戰酒保ノ携行スベキ酒保品ノ量目ハ一人當リ總重量五百
 瓦ヲ標準トシ其ノ品種及量目ハ部隊長之ヲ定ム

第八條 酒保品ハ努メテ現地ニ於テ調辨スルモノトシ現地ニ於テ調
 辨シ難キモノ又ハ不利トスルモノハ戰時規定ノ定ムル所ニ依リ之
 テ補充スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ補充ヲ受ケタルモノニ對シテハ速ニ代金ヲ送付
スルモノトス

酒保品ニシテ補充上^已ムヲ得ザル場合ニ於テハ第四條ニ規定スル
倉庫^等長等ハ所管長官ノ認可ヲ受ケ軍需品ノ補給上支障ナキ限り軍
需品ヲ以テ繰替補充ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰替補充ヲ爲シタル場合ニ於テハ同品質ノモノ、
此^已ムヲ得ザル場合ハ同價格ノモノヲ以テ速ニ戻入スルモノトス

第九條 前條ノ規定ニ依リ後方ヨリ部隊酒保ニ補充スベキ酒保品ノ
品種及量目ハ所管長官又ハ其ノ地ニ於ケル最高等司令官之ヲ指定
スルモノトス但シ其ノ量目ハ一ヶ月一人ニ付千瓦ヲ標準トス

第十條

野戰酒保品ノ梱包ハ一梱ノ總重量概ネ三十斤ヲ標準トシ梱包ニハ特ニ~~青~~^緑色ノ標識ヲ附シ且「酒保品」ナル標記ヲ爲シ一般軍需品トノ識別ヲ容易ナラシムルモノトス

第十一條

野戰酒保品ノ輸送ハ一般軍需品ト同一ノ取扱ヲ爲スモノトシ之ニ要スル費用ハ官費支辨トス

第十二條

野戰酒保經營ノ爲必要アルトキハ所管長官ノ認可ヲ受ケ雇傭人ヲ使用スルコトヲ得其ノ人員ハ歩兵野砲兵及山砲兵聯隊ニ在リテハ三名以内其ノ他ノ部隊ニ在リテハ二名以内トス但シ第四條ニ規定スル酒保品ノ補充ヲ擔任スル部隊ニ在リテハ所要ノ人員ヲ雇傭スルコトヲ得

第十三條 軍屬タル酒保請負人ニハ必要ニ應ジ糧食ヲ官給シ又ハ被服

ノ一部ヲ貸與スルコトヲ得

第十四條 野戰酒保ノ經營並ニ金錢及物品ノ出納整理ニ關シテハ當該

經理部長ノ監督ヲ受クルモノトス

第十五條 本規程ニ定メザル事項ハ軍隊内務書及戰時諸勤務令ノ規定

ヲ準用スルモノトス

9260

經緯甲第
八三號

連帶票 九月廿一日	參本 第三課 御中 陸軍省經理局衣糧課	件 名 野戰酒保規程改正 ニ関スル件	決裁指定 連帶 局長 課長 代 連帶還付期限 至急 迄	連帶課 參考ノ爲他ノ連帶課名ヲ記入スルモノトス
------------------	------------------------------------	---------------------------------------	--	------------------------------------

9260

連帶課		決裁指定 次官		件名 野戰酒保規程改正ニ関スル件		軍事課 御中 衣糧課		延糧甲第八三号	
参考ノ爲他ノ連帶課名ヲ記入スレモノトス 主事、建築、監査、軍事、 補任、兵務、防備、整備、 医事		印帶連 局長 局長				連帶票 九月十八日			
		連帶還付期限 至急 月 日迄							

2260

連帶課		決裁指定		件名		要備課 御中		連帶票		延糧甲第八三号	
参考ノ爲他ノ連帶課名ヲ記入スルモノトス		印帶連		野戰酒保規程改正ニ関スル件		永糧課		九月十八日			
主事、建築、調査、軍事、補任、兵務、防備、醫事		局長									
		課長									
		連帶還付期限									
		至急									
		月									
		日迄									

8260

連帶課	決裁指定 次官	件名	兵務	
参考ノ爲他ノ連帶課名ヲ記入スルモノトス 主事、補任、兵務、防備、整備、軍事、監査、建築、工事、衛生、醫事、	連帶印 局長	野戰酒保規程改正ニ関スル件	防備	連帶票
			御中	九月十八日
	兵務 防備		衣糧	
	連帶還付期限 至急 月 日 迄		課長 	

野糧甲第八三号



6260

連帶課		決裁指定		件名		連帶票		予糧甲第八三号	
参考ノ爲他ノ連帶課名ヲ記入スルモノトス 主事、建築、監査、軍事、 補任、兵務、防備、警備、 医事、		次官 印 帶 連 長 局 長 課 		野戰酒保規程改正ニ関スル 件		神任課 御 中 衣糧課 		九月十八日	
		連帶還付期限							
		至急 月 日 迄							

0860

連帶課		決裁指定		件名		連帶票		陸糧甲第八三号 九月十八日
参考ノ爲他ノ連帶課名ヲ記入スルモノトス 主事、補任、医事、建築、防備、工事、調査、軍車、		次官 印 帶 連 長 局 長 課 連帶還付期限 至 月 日迄		野戰酒保規程改正ニ関スル件 陸糧課 御中		陸糧課		

1860

連帶票 甲第八三号	連帶票 九月十八日	主計 監査	建築御中	底糧	
	件 野戰酒保規程改正ノ案スル 件	決裁指定 次官	連帶 局長	主計 監査 建築	連帶還付期限 至急 月 日迄